

○ 農業者等に対する金融支援対策

<対策のポイント>
令和8年熊本地震の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、**金利負担軽減措置、実質無担保・無保証人化等**を措置し、加えて、**農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の特例**を設けます。

<政策目標>
令和8年熊本地震の影響を受けた農業者等に対する資金調達の円滑化

< 支 援 の 概 要 >

令和8年熊本地震の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、以下の支援を実施します。

- ① 資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予等が適切に講じられるよう**金融機関等に要請**します。
- ② 日本政策金融公庫資金（災害関連資金）や農業近代化資金の融資について、**貸付当初5年間の金利負担軽減（最大2%）**を措置します。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）
- ③ 日本政策金融公庫から**実質無担保・無保証人による融資**を受けられるよう措置します。（日本公庫資金円滑化貸付事業）
- ④ 農業近代化資金の融資の際、農業信用基金協会の**債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料免除**を措置します。（農業信用保証保険支援総合事業）
- ⑤ **農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金について、上記②（金利負担軽減措置）や③（実質無担保・無保証人による融資）に加え、貸付限度額の特例**を設けます。

対象資金	通常	特例
農林漁業セーフティネット資金	600万円又は年間経営費等の6/12	1,200万円又は年間経営費等の12/12
農林漁業施設資金	負担額の80%又は一般300万円（特認600万円）	負担額の100%又は1,200万円

< 事 業 イ メ ージ >

